

休業の協力要請Q&A

一般相談窓口 019-629-6085(内線6085)
 休業協力要請について 保健福祉企画室 新型コロナウイルス感染症対策班 (019-651-3111 内線5418、6088)
 協力金、家賃補助について 経営支援課 (019-629-5546)

	Q	A
1	対象施設 接待飲食等営業店を休業の協力要請の対象にしたのはなぜか	全国的に繁華街の接待を伴う飲食店等におけるクラスターでの感染拡大が中心となっていることなどを踏まえたところです。
2	対象施設 接待飲食等営業店と酒類を提供する飲食店（バーなど）との違いは	風営適正化法による 風俗営業 接待飲食等営業 1号営業（料理店、社交飲食店）の店舗が対象となります。 また、1号営業の店舗のうちホテル、旅館、料亭など複数の居室を有する施設については、酒類を提供し、接待を行う居室のみが対象です。 なお、スナックであっても、1号営業でない店舗は対象となりません。
3	対象施設 キャバクラは対象となるのか。どのようなスナックが対象となるのか。	名称によらず、風営適正化法による 風俗営業 接待飲食等営業 1号営業（料理店、社交飲食店）の店舗が対象で、それ以外の飲食店は対象となりません。
4	対象施設 商業施設について、床面積の合計が1000㎡超とある一方で、内訳には大型ショッピングモールと記載されているが、この「大型」の意味は	商業施設の「床面積の合計が1000㎡超」については、新型インフルエンザ特別措置法施行令第11条を引用しているが、本県では他県からの多数の住民の往来につながる可能性などを勘案し、大店立地法の届出店舗面積が30,000㎡以上のものを対象とする意図で、「大型」としているものです。
5	対象施設 商業施設について、生活必需品資販売施設は対象外だが、生活必需品とは具体的に何か	食料品、衣料品（ベビー服、子ども服、スポーツ衣料含む）、雑貨、文房具、酒類、本類、自転車、家電、園芸用品、鍵、家具、自動車、カー用品、花、ペット用品です。